



# 神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
 神戸市役所  
 編集兼印刷 神戸市長  
 発行日 毎週火曜日

## 目次

種類	件名	所管部署	ページ
規則	神戸市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則	行財政局給与課	1
告示	指定納付受託者の名称及び所在地変更	企画調整局デジタル戦略部	6
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局垂水建設事務所	7
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 道場村第86号線)	建設局道路管理課	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 伊川谷里738号線)	建設局道路管理課	10
告示	令和7年第2回定例市会で議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算	行財政局財務課	11
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(長畑自治会ほか)	地域協働局地域活性課	14
告示	指定納付受託者の名称及び所在地変更	消防局予防部危険物保安課	15
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ケーズデンキガーデンシティ垂水店)	経済観光局経済政策課	16
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ケーズHAT神戸メディカルモール)	経済観光局経済政策課	18
公告	神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧	都市局まち再生推進課	20
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定	水道局給水課	21
交通局	神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を制定する規程の一部を改正する規程	交通局経営企画課	22
交通局	神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を廃止する規程	交通局経営企画課	24
交通局	神戸市乗合自動車乗車規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	25
人事委員会	神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則	人事委員会事務局調査課	37

神戸市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市規則第25号

神戸市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の育児休業等に関する規則(平成4年3月規則第134号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 1週間の勤務日数が3日以上で<u>あるもの</u></p> <p>(2) 週以外の期間によって勤務日が</p>	<p>(勤務日の日数を考慮して任命権者が定める非常勤職員)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>2 条例第15条第2号の任命権者が定める非常勤職員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 1週間の勤務日数が3日以上で<u>あり、かつ1日の勤務時間が6時間以上であるもの</u></p> <p>(2) 週以外の期間によって勤務日が</p>

定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が121日以上であるもの

(部分休業の承認の請求等)

第10条 部分休業の承認の請求は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 条例第16条第1項に規定する第1号部分休業(以下単に「第1号部分休業」という。)を請求する場合

第1号部分休業の請求に係る次に掲げる事項

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

イ 第1号部分休業に係る期間及び時間

(2) 条例第16条の2に規定する第2号部分休業(以下単に「第2号部分休業」という。)を請求する場合  
第2号部分休業の請求に係る次に掲げる事項

ア 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

イ その1年に承認の請求をすることができる第2号部分休業の時間数

定められている非常勤職員で1年間の勤務日数が121日以上であり、かつ1日の勤務時間が6時間以上であるもの

(部分休業の承認の請求)

第10条 部分休業の承認の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 部分休業をしようとする期間及び時間

ウ 第2号部分休業をしようとする期間、残時間数及び請求年月日

2 育児休業法第19条第2項の規定による申出（以下「第2項申出」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 第2項申出年月日及び第2項申出の内容

3 育児休業法第19条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）は、次に掲げる事項を記載した申出書により行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事項

(2) 第3項変更年月日及び第3項変更が必要な事情

4 [略]

2 [略]

5 任命権者は、第2項申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより第3項変更をしなければ条例第16条の5に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第3項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

<p>(部分休業の承認の失効等に伴う届出)</p> <p>第11条 第4条(第4号を除く。)の規定は、部分休業について準用する。</p>	<p>(部分休業の承認の失効等に伴う届出)</p> <p>第11条 第4条の規定は、部分休業について準用する。</p>
--	---

(労務職員の給与等に関する規則の一部改正)

第2条 労務職員の給与等に関する規則(昭和31年7月規則第40号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第7条 労務職員の部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)に関しては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定の適用を受ける者の部分休業の例による。</p>	<p>第7条 労務職員の部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。)に関しては、地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項の規定の適用を受ける者の部分休業の例による。</p>

(市長の権限に属する事務の委任に関する規則の一部改正)

第3条 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則(平成31年3月規則第67号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(行財政局長に対する事務の委任)</p> <p>第55条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、行財政局長に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第5条第2項(法第12条及び第19条第6項において準用する場合を含む。)の規定による育児休業の承認の取消しに関すること。</p> <p>(3)～(20) [略]</p>	<p>(行財政局長に対する事務の委任)</p> <p>第55条の3 地方自治法第153条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、行財政局長に委任する。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 法第5条第2項(法第12条及び第19条第3項において準用する場合を含む。)の規定による育児休業の承認の取消しに関すること。</p> <p>(3)～(20) [略]</p>

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

# 令和7年9月30日 神戸市公報第3930号

神戸市告示第307号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、当該指定納付受託者の名称等に変更があったとして届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

変更があった事項及びその内容（令和7年10月1日変更）

	変更前	変更後
名称	ソニーペイメントサービス株式会社	SP.LINKS 株式会社
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF 高輪ビル6F	〒108-0023 東京都港区芝浦3丁目1番1号 田町ステーションタワーN19F

神戸市告示第308号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月30日

神戸市長 久元喜造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数、撤去し、保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

垂水自転車保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
垂水区西舞子8丁目20番19号 垂水保管所	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和7年8月1日	垂水区福田5丁目6番20号 建設局垂水建設事務所 電話707-0234
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 1台	令和7年8月6日	
	西舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年8月12日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年8月18日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 5台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台	令和7年8月22日	
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
	垂水駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和7年8月28日	
	舞子駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置 放置禁止区域	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
	垂水区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 1台		

神戸市告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年10月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	道場村第86号線	神戸市北区道場町道場字東八幡町119番9地先から 神戸市北区道場町道場字東八幡町119番8地先まで	新	15.30	6.10
			旧	15.30	5.30

神戸市告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年10月1日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月14日まで一般の縦覧に供する。

令和7年9月30日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	伊 川 谷 里 738号瀬	神戸市西区伊川谷町潤和字 天王1402番1地先から 神戸市西区伊川谷町潤和字 天王1400番6地先まで	新	52.30	最大 4.00 最小 4.00
			旧	52.30	最大 4.00 最小 1.90

神戸市告示第311号

令和7年第2回定例市会で令和7年9月8日議決された令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次のとおりである。

令和7年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

令和7年度神戸市一般会計補正予算

令和7年度神戸市一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,162,097千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,011,074,629千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第4条 市債の変更は、「第4表 市債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 地方交付税		94,713,000	438,406	95,151,406
	1 地方交付税	94,713,000	438,406	95,151,406
18 国庫支出金		203,065,300	4,195,691	207,260,991
	2 補助金	31,597,923	4,195,691	35,793,614
25 市債		73,898,000	528,000	74,426,000
	1 市債	73,898,000	528,000	74,426,000
歳入合計		1,005,912,532	5,162,097	1,011,074,629

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		64,009,083	165,000	64,174,083
	1 総務費	42,392,426	65,000	42,457,426
	5 選挙費	1,624,084	100,000	1,724,084
4 民生費		328,227,117	4,095,347	332,322,464
	1 民生総務費	28,312,555	3,581,000	31,893,555
	3 こども家庭費	122,237,039	6,000	122,243,039
	7 民生施設整備費	10,433,430	508,347	10,941,777
10 都市計画費		64,969,959	10,000	64,979,959
	1 都市計画総務費	60,753,707	10,000	60,763,707
12 消防費		23,681,677	62,187	23,743,864
	1 消防費	23,681,677	62,187	23,743,864
13 教育費		136,365,131	829,563	137,194,694
	2 教育振興費	1,301,851	263,560	1,565,411
	12 体育保健費	11,726,051	566,003	12,292,054
歳出合計		1,005,912,532	5,162,097	1,011,074,629

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
3 市民費	1 市民費	計量車購入	17,196

第 3 表 債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
通学手段確保対策	令和7～9年度	40,000

第 4 表 市 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生施設整備事業	2,810,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。	2,935,000	公債証券の発行又は消費貸借の方法により、借り入れる(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	9%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入日の翌日から据置期間を含め、30年以内に毎年度元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は借り換えることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
消防施設整備事業	5,189,000				5,194,000			
学校教育施設整備事業	5,860,000				6,258,000			

神戸市告示第312号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、長畑自治会、小山自治会、岡自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	長畑自治会	小山自治会	岡自治会
主たる事務所	神戸市西区長畑町4番地の9	神戸市西区小山2丁目16番7号	神戸市北区長尾町宅原3603番地
代表者の氏名	桑原 修二	梅田 守	山中 定己
代表者の住所	神戸市西区長畑町7番地の33	神戸市西区小山2丁目16番7号	神戸市北区長尾町宅原72番地

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 長畑自治会

令和7年4月1日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	詫間 花帆	桑原 修二
代表者の住所	神戸市西区長畑町15番地の9	神戸市西区長畑町7番地の33

(2) 小山自治会

令和7年8月1日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市西区小山2丁目13番8号	神戸市西区小山2丁目16番7号
代表者の氏名	竹内 透	梅田 守
代表者の住所	神戸市西区小山2丁目13番8号	神戸市西区小山2丁目16番7号

(3) 岡自治会

令和7年9月6日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市北区長尾町宅原1248番地の1	神戸市北区長尾町宅原3603番地

# 令和7年9月30日 神戸市公報第3930号

神戸市告示第313号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第3項の規定により、当該指定納付受託者の名称等に変更があったとして届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和7年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

変更があった事項及びその内容（令和7年10月1日変更）

	変更前	変更後
名称	ソニーペイメントサービス株式会社	SP.LINKS 株式会社
所在地	〒108-0074 東京都港区高輪1丁目3番13号 NBF 高輪ビル6F	〒108-0023 東京都港区芝浦三丁目1番1号 田町ステーションタワーN19F

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年9月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年9月30日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズHAT神戸メディカルモール  
神戸市中央区脇浜海岸通2丁目2番3号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦
総合メディカル株式会社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	代表取締役 坂本 賢治

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社関西ケーズデ ンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎
総合メディカル株式会 社	福岡市中央区天神2丁目14番8号	代表取締役 坂本 賢治

3 変更の年月日

令和7年6月19日

4 変更の理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和7年9月1日

6 縦覧期間

令和7年9月30日から令和8年1月30日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年9月30日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年9月30日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキガーデンシティ垂水店  
神戸市垂水区舞多聞東3丁目1番1号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名
株式会社関西ケーブズ ンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

3 変更の年月日

令和7年6月19日

4 変更の理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和7年9月1日

6 縦覧期間

令和7年9月30日から令和8年1月30日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

神戸市都市景観条例（令和3年12月条例第25号）第17条第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局まち再生推進課窓口において一般の縦覧に供します。

令和7年9月30日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所  
株式会社マリモ 代表取締役社長 谷本 勝秀  
広島県広島市西区庚午北一丁目17-23
- 2 設計者の氏名、住所及び連絡先  
株式会社マリモ 千葉 知巳  
広島県広島市西区庚午北一丁目17-23  
082-273-0228
- 3 景観影響建築行為の概要
  - (1) 所在及び地番 神戸市中央区栄町通7丁目1番7
  - (2) 敷地面積 約 332平方メートル
  - (3) 建築面積 約 237平方メートル
  - (4) 延べ面積 約2,910平方メートル
  - (5) 高さ 約 44.8メートル
  - (6) 構造 鉄筋コンクリート造
  - (7) 階数 地上15階
  - (8) 建物用途 共同住宅
- 4 縦覧の期間  
令和7年9月30日から令和7年10月14日まで

神戸市水道告示第17号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第5条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和7年9月30日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

指定番号	名称	所在地	代表者	指定年月日
42520	株式会社 森本設備	洲本市五色町鳥飼浦 2599-506	森本 省吾	令和7年9月30日
42521	ハヤシ設備 サービス	三木市自由が丘本町 1丁目376番地	林 一崇	令和7年9月30日
42522	武田設備	大阪府交野市星田北 3丁目31-1	武田 正弘	令和7年9月30日
42523	日本水処理工業 株式会社	大阪府大阪市北区 菅原町8-14	川西 昌史	令和7年9月30日
42524	イースマイネ 株式会社	大阪府豊中市庄内西町 2丁目4-3	森垣 浩二	令和7年9月30日

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を制定する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月30日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第7号

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を制定する規程の一部を改正する規程

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成9年交規程第2号）を制定する規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則	附 則
1、2 [略]	1、2 [略]
（経過措置）	（経過措置）
3 この規程の施行の際現に存するU ラインカード及びNEW Uラインカー ドであって神戸市交通局前払式料金 カード取扱規程（平成9年交規程第 2号）の廃止の際に支払うことがで きる料金に残額があるものについ	3 この規程の施行の際現に存するU ラインカード及びNEW Uラインカー ドについては、この規程の施行後も、 <u>なおその効力を有する。</u>

<p><u>て、令和12年9月30日までの間、当該カードと引換えにその料金を払戻しする。ただし、払戻金額は、当該カードの販売額を使用可能額で除したものに、残額を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）とする。</u></p>	
<p>4 [略] 様式第1号～様式第3号 [略]</p>	<p>4 [略] 様式第1号～様式第3号 [略]</p>

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を廃止する規程をここに公布する。

令和7年9月30日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第8号

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を廃止する規程

神戸市交通局前払式料金カード取扱規程（平成9年4月交規程第2号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規程による廃止前の神戸市交通局前払式料金カード取扱規程第3条の規定に基づき発売された前払式料金カードであって、この規程の施行の際に支払うことができる料金に残額があるものについて、令和12年9月30日までの間、当該カードと引換えにその料金を払戻しする。
- 3 前項の払戻金額は、当該カードの販売額を使用可能額で除したものに、残額を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、その端数金額を四捨五入するものとする。）とする。

神戸市乗合自動車乗車規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年9月30日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第9号

神戸市乗合自動車乗車規程等の一部を改正する規程

(神戸市乗合自動車乗車規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車乗車規程(昭和22年規則第197号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第2条の2 [略]	第1条～第2条の2 [略]
第2条の3 [略]	第2条の3 [略]
2 [略]	2 [略]
3 第1項の規定にかかわらず、IC証票乗車券により乗車処理を行なった場合は、整理券の交付を省略することができる。	3 第1項の規定にかかわらず、 <u>カード(神戸市交通局前払式料金カード取扱規程(平成9年4月交規程第2号)に定めるカードをいう。以下同じ。)</u> を所持する乗客が乗車口カードリーダーにカードを挿入した場合又は <u>IC証票乗車券</u> により乗車処理を行

第3条～第15条 [略]	なつた場合は、整理券の交付を省略することができる。 第3条～第15条 [略]
--------------	---

(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第2条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第32条 [略]  第33条 <u>削除</u>  第34条～第36条 [略]	第1条～第32条 [略]  <u>(前払式料金カードの取扱い)</u> 第33条 <u>前払式料金カードの取扱いについては、神戸市交通局前払式料金カード取扱規程(平成9年4月交規程第2号)の定めるところによる。</u>  第34条～第36条 [略]

(神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程の一部改正)

第3条 神戸市高速鉄道振替輸送取扱規程(昭和52年交規程第45号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 [略]</p> <p>（振替輸送を実施する乗車券の種類）</p> <p>第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。</p> <p>(1) 普通券（IC証票普通券及びタッチ決済乗車券を普通券として使用する場合を除く。）</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 団体乗車券</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>第9条～第13条 [略]</p>	<p>第1条～第8条 [略]</p> <p>（振替輸送を実施する乗車券の種類）</p> <p>第8条の2 振替輸送は、次の各号に掲げる乗車券の種類において実施する。</p> <p>(1) 普通券（IC証票普通券及び市バス・地下鉄共通NEW Uラインカード並びにタッチ決済乗車券を普通券として使用する場合を除く。）</p> <p>(2)、(3) [略]</p> <p>(4) 団体乗車券（<u>団体数取券を含む。</u>）</p> <p>(5)～(7) [略]</p> <p>第9条～第13条 [略]</p>

（神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正）

第4条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程（昭和52年交規程第51号）の一部を

次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前						
第1条～第2条 [略] (乗車券の種別及び料金等)					第1条～第2条 [略] (乗車券の種別及び料金等)						
第3条 乗車券の種別及び通用期間並びに料金の額は、次に掲げるとおりとする。					第3条 乗車券の種別及び通用期間並びに料金の額は、次に掲げるとおりとする。						
(1) 普通券					(1) 普通券						
(単位：円)					(単位：円)						
種別	普通乗車券		特別割引普通乗車券		種別	普通乗車券		往復普通乗車券		特別割引普通乗車券	
	大人	小児	大人	小児		大人	小児	大人	小児	大人	小児
区数	1乗車につき	1乗車につき	1乗車につき	1乗車につき	区数	1乗車につき	1乗車につき	1往復乗車につき	1往復乗車につき	1乗車につき	1乗車につき
1区	210	110	110	60	1区	210	110	420	220	110	60
2区	240	120	120	60	2区	240	120	480	240	120	60
3区	280	140	140	70							
4区	310	160	160	80							
5区	350	180	180	90							

6区	380	190	190	100
7区	410	210	210	110
8区	440	220	220	110
9区	470	240	240	120
北神区	280	140	140	70
北神区	280	140	140	70
+1区				
北神区	310	150	150	70
+2区				
北神区	350	170	170	80
+3区				
北神区	380	190	190	90
+4区				
北神区	420	210	210	100
+5区				
北神区	450	220	220	110
+6区				
北神区	480	240	240	120
+7区				
北神区	510	250	250	120
+8区				
通用期間	発売日当日限り			

3区	280	140	560	280	140	70
4区	310	160	620	320	160	80
5区	350	180	700	360	180	90
6区	380	190	760	380	190	100
7区	410	210	820	420	210	110
8区	440	220	880	440	220	110
9区	470	240	940	480	240	120
北神区	280	140	560	280	140	70
北神区	280	140	560	280	140	70
+1区						
北神区	310	150	620	300	150	70
+2区						
北神区	350	170	700	340	170	80
+3区						
北神区	380	190	760	380	190	90
+4区						
北神区	420	210	840	420	210	100
+5区						
北神区	450	220	900	440	220	110
+6区						
北神区	480	240	960	480	240	120

(2)～(6) [略]

2 [略]

第3条の2～第7条の2 [略]

(乗車券の効力)

第8条 普通券は、発売当日に限り、1券片をもつて1人が1回に限り、発売した駅から券面表示区間内を乗車する場合に使用することができる。

2～10 [略]

第9条～第11条 [略]

(乗車券の発売場所)

第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。

乗車券	発売場所
-----	------

区 +						
7 区						
北 神	510	250	1,02	500	250	120
区 +			0			
8 区						
通用	発売日当日限り					
期間						

(2)～(6) [略]

2 [略]

第3条の2～第7条の2 [略]

(乗車券の効力)

第8条 普通券は、発売当日に限り、1券片をもつて1人が1回に限り、発売した駅から券面表示区間内を乗車する場合に使用することができる。ただし、普通券のうち往復普通乗車券は、往券復券ともに乗車した駅から券面表示の区間内を乗車する場合に使用することができる。

2～10 [略]

第9条～第11条 [略]

(乗車券の発売場所)

第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。

乗車券	発売場所
-----	------

の種類	
普通券	各駅
[略]	[略]

2 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号の場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券を発売することができる。

(1) 削除

(2)～(6) [略]

第12条の2～第13条の2 [略]

(乗車券の様式)

第14条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 削除

(3)～(16) [略]

第15条～第27条 [略]

の種類	
普通券	各駅(往復普通乗車券は谷上駅除く)
[略]	[略]

2 乗車券は、発売駅から有効なものに限って発売する。ただし、次の各号の場合は、発売駅以外の駅から有効な乗車券を発売することができる。

(1) 往復普通乗車券を発売する場合

(2)～(6) [略]

第12条の2～第13条の2 [略]

(乗車券の様式)

第14条 乗車券の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) [略]

(2) 往復普通乗車券 様式第6号

(3)～(16) [略]

第15条～第27条 [略]

(前払式料金カードの取扱い)

第27条の2 前払式料金カードの取扱い及び様式については、神戸市交通局前払式料金カード取扱規程(平成9年4月交規程第2号)の定めると

<p>第27条の2、第27条の3 [略]</p> <p>第28条、第29条 [略]</p>	<p style="text-align: center;"><u>ころによる。</u></p> <p>第27条の3、第27条の4 [略]</p> <p>第28条、第29条 [略]</p>
---	--

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 削除

(神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正)

第5条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程(平成14年交規程第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(乗車券の種類及び連絡の形態)</p> <p>第2条 乗車券の種類及び連絡の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 高速鉄道・他鉄道連絡普通乗車券</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 普通乗車券の組合せ</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 [略]</p> <p>(乗車券の種類及び連絡の形態)</p> <p>第2条 乗車券の種類及び連絡の形態は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 高速鉄道・他鉄道連絡普通乗車券</p> <p style="padding-left: 2em;">(ア) 普通乗車券の組合せ</p>

(イ) 削除

(ウ) 特別割引普通乗車券の組合  
せ

(2) [略]

(3) 定期券

ア～イ [略]

ウ 削除

エ [略]

(4)～(6) [略]

第2条の2～第5条の2 [略]

(発売場所)

第6条 [略]

(イ) 往復普通乗車券の組合せ

(ウ) 特別割引普通乗車券の組合  
せ

(2) [略]

(3) 定期券

ア～イ [略]

ウ 乗合自動車・他鉄道連絡定期券

(ア) 通勤（普通）定期券の組合せ

(イ) 通学定期券の組合せ

(ウ) 特別割引通勤（普通）定期券の  
組合せ（大人のみ）

(エ) 特別割引通学定期券の組合せ  
（大人のみ）

エ [略]

(4)～(6) [略]

第2条の2～第5条の2 [略]

(発売場所)

第6条 [略]

乗車券の種類		発売場所
[略]		[略]
[略]		
定期券	連絡定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]		[略]
[略]		[略]

第7条 [略]

第8条 [略]

2 [略]

3 乗車券の払戻しに必要な手数料の額は以下のとおりとする。

乗車券の種類	手数料
[略]	[略]

乗車券の種類		発売場所
[略]		[略]
[略]		
定期券	乗合自動車・他鉄道	他鉄道において発売する。
[略]	連絡定期券	
	上記以外の連絡定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅
[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]
[略]		[略]
[略]		[略]

第7条 [略]

第8条 [略]

2 [略]

3 乗車券の払戻しに必要な手数料の額は以下のとおりとする。

乗車券の種類	手数料
[略]	[略]

[略]		[略]	[略]		[略]
定期 券	[略]	[略]	定期 券	[略]	[略]
	[略]	[略]		[略]	[略]
	[略]	[略]		乗合自動車・他鉄 道連絡定期券	(本市では 払戻しは行 わない。)
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
[略]		[略]	[略]		[略]
第9条～第11条 [略]			第9条～第11条 [略]		

(神戸市交通局 IC 証票乗車券取扱規程の一部改正)

第6条 神戸市交通局 IC 証票乗車券取扱規程(平成18年交規程第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1条～第9条 [略]  (SFの機能のみを有するIC証票乗車券と他の乗車券との併用)	第1条～第9条 [略]  (SFの機能のみを有するIC証票乗車券と他の乗車券との併用)

<p>第9条の2 [略]</p> <p>2 SFの機能のみを有するIC証票普通券及びIC証票定期券と併せて使用し、精算することができる他のIC証票乗車券以外の乗車券は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>第10条～第39条 [略]</p>	<p>第9条の2 [略]</p> <p>2 SFの機能のみを有するIC証票普通券及びIC証票定期券と併せて使用し、精算することができる他のIC証票乗車券以外の乗車券は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>神戸市交通局前払式料金カード取扱規程(平成9年4月交規程第2号。以下、「前払式料金カード規程」という。)第3条第1項に定める市バス・地下鉄共通NEW Uラインカード</u></p> <p>第10条～第39条 [略]</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程第3条に規定する往復普通乗車券については、令和7年10月1日から令和7年11月30日までに順次発売を終了するものとし、この間においては、なお従前の例により発売及び使用することができるものとする。
- 3 この規程による改正前に神戸市交通局前払式料金カード取扱規程第3条の規定に基づき発売された前払式料金カードの取扱いについては、神戸市交通局前払式料金カード取扱規程を廃止する規程(令和7年9月交通管理規程第8号)の定めるところによる。

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年9月30日

神戸市人事委員会  
委員長 芝原貴文

神戸市人事委員会規則第3号

神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則等の一部を改正する規則

(神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則の一部改正)

第1条 神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則(平成6年12月人委規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>第1条の8 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第3条第6項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号、第5条、</p>	<p>第1条の8 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 条例第3条第6項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 小学校就学の始期に達するまでの子(条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。以下この号、第5条、</p>

第15条の2第1項、第22条及び第28条の2第2項において同じ。)

又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) [略]

4 [略]

(休暇の単位)

第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(1)～(3) [略]

(4) [略]

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については1日、1時間又は45分(1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間)、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇については1日、1時間、特別

第15条の2第1項及び第22条において同じ。)又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学している子を養育する職員

(2) [略]

4 [略]

(休暇の単位)

第8条 条例に定めるところの休暇の単位は、1日を単位として与える。ただし、次に掲げる休暇については、それぞれ当該各号に定める日、時間又は分を単位として与えることができる。

(1)～(3) [略]

(4) 特別休暇のうち育児部分休暇

15分

(5) [略]

2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務職員のうち、1日の勤務時間が7時間45分未満の者については、休暇の単位は、介護休暇については1日、1時間又は45分(1日の勤務時間が4時間45分未満の者については、1日又は1時間)、年次有給休暇、特別休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇については1日、1時間、特別

休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、介護時間については15分を単位として与える。

3 [略]

4 第1項の規定に関わらず、特別休暇のうち育児部分休暇の単位については第23条に定める単位として与える。

5 [略]

(病気休暇)

第9条の2 病気休暇の期間は、90日（条例第3条第1項に規定する週休日及び条例第8条第1項に規定する職員の休日を含む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、使用した病気休暇の末日から6月（休職の期間、育児休業の期間、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日、育児部分休暇の取得により1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間

休暇のうち健康支援休暇、出生サポート休暇、出産補助休暇、育児参加休暇、子の看護等休暇及び短期の介護休暇を除いたものについては1日、特別休暇のうち育児部分休暇については15分、介護時間については15分を単位として与える。

3 [略]

4 [略]

(病気休暇)

第9条の2 病気休暇の期間は、90日（条例第3条第1項に規定する週休日及び条例第8条第1項に規定する職員の休日を含む。）の範囲内で、医師の証明等に基づき最小限度必要と認める期間とする。ただし、使用した病気休暇の末日から6月（休職の期間、育児休業の期間、1日を単位とする介護休暇の期間、停職の期間、自己啓発等休業の期間、配偶者同行休業の期間及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。）以内に再び病気休暇を使用する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

及び高齢者部分休業の承認を受けて1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しない日を除く。)以内に再び病気休暇を使用する場合には、前の病気休暇の期間を通算する。

(忌服休暇)

第17条 職員が親族(条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。)の喪にあつたときは、願出により次の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係にある者(「配偶者等」という。第28条の3第1項を除き、以下同じ。)並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

(育児部分休暇)

第23条 職員(育児短時間勤務職員、神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号。以下「育休条例」という。)第15条で定める職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の

(忌服休暇)

第17条 職員が親族(条例第3条第6項第1号において子に含まれるものとされる者を含む。)の喪にあつたときは、願出により次の区分により忌服休暇を与える。

(1) 配偶者及び婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として任命権者が認める関係にある者(以下「配偶者等」という。)並びに1親等の血族 7日間

(2)～(4) [略]

2～5 [略]

(育児部分休暇)

第23条 職員(育児短時間勤務職員、神戸市職員の育児休業等に関する条例(平成4年3月条例第71号。以下「育休条例」という。)第15条で定める職員及び任期付短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員が満6歳に達する日後の最初の4月1日から満9歳に達する日以後の

最初の3月31日までの間にある子（育児休業法第2条第1項に規定する子（以下この項において単に「子」という。）及び職員の配偶者の子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

- 2 前項の規定による育児部分休暇の請求をしようとする職員は、育児休業法第16条の3で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における育児部分休暇を請求するかを任命権者に申し出るものとする。ただし、育児休業法第19条第2項の規定により同項第1号に掲げる範囲内で同条第1項に規定する部分休業（以下単に「部分休業」という。）を請求することを申し出た職員は第1号に掲げる範囲内、同条第2項の規定により同項第2号に掲げる範囲内で部分休業を請求することを申し

最初の3月31日までの間にある子（育児休業法第2条第1項に規定する子及び職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の子をいう。）を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間（育休条例第16条の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間に限る。）につき勤務しないことが相当であると認められる場合、育児部分休暇を与える。

- 2 育児部分休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、15分を単位として与える。

出た職員は第2号に掲げる範囲内で当該期間における育児部分休暇の承認を任命権者に申し出たものとみなす。

(1) 1日につき2時間（育休条例第16条の規定による第1号部分休業（以下単に「第1号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内

(2) 1年につき77時間30分（非常勤職員（常時勤務することを要しない職員をいう。以下同じ。）については、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間。以下同じ。）（育休条例第16条の3に規定する1年の期間内において、同条例第16条の2の規定による第2号部分休業（以下単に「第2号部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない時間がある場合については、77時間30分から第2号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内

3 前項の規定による申出をした職員（育児休業法第19条第2項の規定による申出を前項の規定による申出と

みならず場合を除く。)は、育休条例第16条の5で定める特別の事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。

4 育児休業法第19条第3項の規定により同条第2項の規定による申出の内容を変更した職員は、前項の規定による変更をしたものとみなす。

5 第2項の規定による申出をした職員は、当該申出をした範囲内(第3項又は前項の規定による変更をした場合にあつては、その変更後のもの)において、育児部分休暇の請求をすることができる。

6 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する育児部分休暇(以下「第1号育児部分休暇」という。)は、15分を単位として与える。

7 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する育児部分休暇(以下「第2号育児部分休暇」という。)は、1時間を単位として与える。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号育児部分休暇を与えることができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき  
当該勤務時間の時間数

(2) 第2号育児部分休暇の残時間数  
に1時間未満の端数がある場合で  
あって、当該残時間数の全てについ  
て承認の請求があったとき 当該  
残時間数

8 [略]

(介護時間)

第24条の2 介護時間は、1日を通じ  
2時間（第1号部分休業又は第1号  
育児部分休暇の承認を受けて勤務し  
ない時間がある日については、当該  
2時間から当該部分休業又は当該育  
児部分休暇の承認を受けて勤務しな  
い時間を減じた時間）を超えない範  
囲内の時間とする。

(仕事と育児及び介護との両立支援  
制度の利用に関する措置)

第28条 条例第15条の2に定める仕事  
と育児及び介護との両立支援制度の  
利用に関する措置は、次条から第28  
条の4に定める措置とする。

(妊娠、出産等についての申出をし  
た職員等に対する意向確認等)

第28条の2 任命権者は、育休条例第  
18条第1項の規定による申出をした  
職員（以下この項において「申出職  
員」という。）に対して、次に掲げる  
措置を講じなければならない。

3 [略]

(介護時間)

第24条の2 介護時間は、1日を通じ、  
始業の時刻から連続し、又は終業の  
時刻まで連続した2時間（育休条例  
第16条の規定による部分休業又は第  
23条の規定による育児部分休暇の承  
認を受けて勤務しない時間がある日  
については、当該2時間から当該部  
分休業又は当該育児部分休暇の承認  
を受けて勤務しない時間を減じた時  
間）を超えない範囲内の時間とする。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 育休条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間の期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるため

の措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に  
係る対象職員の意向を確認する  
ための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の  
心身の状況又は育児に関する対象  
職員の家庭の状況に起因して発生  
し、又は発生することが予想される  
職業生活と家庭生活との両立の支  
障となる事情の改善に資する事項  
に係る対象職員の意向を確認する  
ための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前  
項第3号の規定により意向を確認し  
た事項の取扱いに当たっては、当該  
意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況  
に至った職員に対する意向確認等)

第28条の3 任命権者は、職員が配偶  
者等（配偶者、父母、子、配偶者の父  
母その他第24条第1項で定める者を  
いう。）が当該職員の介護を必要とす  
る状況に至ったことを申し出たとき  
は、当該職員に対して、仕事と介護と  
の両立に資する制度又は措置（以下  
この条及び次条において「介護両立  
支援制度等」という。）その他の事項  
を知らせるとともに、介護両立支援  
制度等の請求等に係る当該職員の意  
向を確認するための面談その他の措

<p><u>置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。</u></p> <p><u>（勤務環境の整備に関する措置）</u></p> <p><u>第28条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p><u>（2）介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p><u>（3）その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</u></p> <p><u>第29条</u> [略]</p>	<p><u>第28条</u> [略]</p>
---	------------------------

（神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部改正）

第2条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則（昭和32年12月人委規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の「その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）第16条に規定する<u>第1号部分休業及び同条例第16条の2に規定する第2号部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。）があつた場合」とは、勤務時間条例施行規則第5条に規定する育児時間及び任命権者が定めた規程による場合のほか、次の各号（神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。）第2条、第3条又は第4条の規定に基づき採用された職員及び育児休業法第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員については、第2号を除く。）に定める基準によつて任命権者が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第8条 前条（第3項を除く）に規定する場合、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日である場</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第7条 条例第12条第1項の「その他その勤務しないことにつき任命権者の承認（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）第16条に規定する<u>部分休業の承認並びに勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認を除く。）があつた場合」とは、勤務時間条例施行規則第5条に規定する育児時間及び任命権者が定めた規程による場合のほか、次の各号（神戸市一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成22年3月条例第27号。以下「任期付条例」という。）第2条、第3条又は第4条の規定に基づき採用された職員及び育児休業法第6条第1項第1号の規定に基づき採用された職員については、第2号を除く。）に定める基準によつて任命権者が勤務しないことにつき承認を与えた時間又は日をいう。</u></p> <p>(1)、(2) [略]</p> <p>2、3 [略]</p> <p>第8条 前条（第3項を除く）に規定する場合、勤務時間条例第8条第1項に規定する職員の休日である場</p>

合及び休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び同条例第13条の2に規定する介護時間並びに勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）第16条に規定する第1号部分休業及び同条例第16条の2に規定する第2号部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成29年9月条例第5号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認、勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）並びに勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇の承認（以下「育児部分休暇の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。

2～5 [略]

合及び休暇（勤務時間条例第13条に規定する介護休暇及び同条例第13条の2に規定する介護時間並びに勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇を除く。）による場合のほか、勤務を要するときにおいて勤務しないとき（神戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月条例第71号）第16条に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認、神戸市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成29年9月条例第5号）第2条第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認、勤務時間条例第14条に規定する介護休暇及び介護時間の承認（以下「介護休暇及び介護時間の承認」という。）並びに勤務時間条例施行規則第23条に規定する育児部分休暇の承認（以下「育児部分休暇の承認」という。）を受けたときを含む。）は、すべて給与を減額する。

2～5 [略]

（神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第3条 神戸市職員の給与等に関する条例の施行規則の一部を改正する規則（令和7年3月人委規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>この規則は、令和7年4月1日から</u> <u>施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この規則は、令和7年4月1</u> <u>日から施行する。</u></p> <p><u>第2条 神戸市職員の給与等に関する</u> <u>条例等の一部を改正する条例（令和</u> <u>7年3月条例第29号）第1条の規定</u> <u>による改正後の神戸市職員の給与等</u> <u>に関する条例（昭和26年3月条例第</u> <u>8号）第12条の規定については、当分</u> <u>の間、神戸市営企業職員の給与の種</u> <u>類及び基準に関する条例（昭和28年</u> <u>3月条例第5号）の適用を受ける職</u> <u>員について準用する。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における改正後の神戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の施行規則第23条第2項第2号の規定の適用については、同条第2号中「77時間30分」とあるの

は「38時間45分」と、「10」とあるのは「5」とする。